

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。  
国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。  
暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。  
買受けや借受けの要望に関する詳細については受付担当課までお問い合わせ下さい。  
ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

■ 石川県所在物件

令和7年5月12日現在

| 整理<br>番号 | 所在地              | 登記<br>地目 | 面積<br>(平方<br>メー<br>トル) | 買受要望 |                             |              | 借受要望          |                           |                                       |            |              | 事務所等   | 担当     | 電話番号   | 備考 |
|----------|------------------|----------|------------------------|------|-----------------------------|--------------|---------------|---------------------------|---------------------------------------|------------|--------------|--------|--------|--------|----|
|          |                  |          |                        | 買受要望 | 買受参考価格（※1）                  |              | 貸付けの種類        |                           |                                       | 借受可能<br>期間 | 借受要望<br>受付期間 |        |        |        |    |
|          |                  |          |                        |      | 前回入札<br>時の最低<br>売却価格<br>（円） | 前回入札<br>の公示日 | 一時貸付け<br>（※2） | 3年を<br>超える<br>貸付け<br>（※3） | 事業用<br>定期借地権<br>の設定によ<br>る貸付け<br>（※4） |            |              |        |        |        |    |
| 1        | 金沢市平和町1丁目12番7    | 宅地       | 2,958.73               | ×    | —                           | —            | ○             | ×                         | ×                                     | 個別照会       | 随時           | 下記のとおり | 下記のとおり | 下記のとおり |    |
| 2        | 小松市下牧町丙5番        | 宅地       | 150.64                 | ○    | —                           | —            | ○             | ×                         | ×                                     | 個別照会       | 随時           | 下記のとおり | 下記のとおり | 下記のとおり |    |
| 3        | 加賀市山代温泉壺六274番外2筆 | 宅地       | 309.75                 | ○    | —                           | —            | ○             | ○                         | ○                                     | 個別照会       | 随時           | 下記のとおり | 下記のとおり | 下記のとおり |    |
| 4        | 羽咋郡志賀町徳田子202番    | 宅地       | 300.77                 | ○    | —                           | —            | ○             | ×                         | ×                                     | 個別照会       | 随時           | 下記のとおり | 下記のとおり | 下記のとおり |    |
| 5        | 羽咋郡宝達志水町今浜タ215番6 | 宅地       | 263.71                 | ○    | —                           | —            | ○             | ×                         | ×                                     | 個別照会       | 随時           | 下記のとおり | 下記のとおり | 下記のとおり |    |
| 6        | 鹿島郡中能登町一青ヨ107番1  | 雑種地      | 597.00                 | ○    | —                           | —            | ○             | ×                         | ×                                     | 個別照会       | 随時           | 下記のとおり | 下記のとおり | 下記のとおり |    |

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

お問い合わせ先  
北陸財務局管財部（国有財産売却担当）      TEL（076）292-7875